別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

一　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
二　独立行政法人情報通信研究機構
三　独立行政法人酒類総合研究所
四　独立行政法人造幣局
五　独立行政法人国立印刷局
六　独立行政法人国立科学博物館
七　独立行政法人物質・材料研究機構
八　独立行政法人防災科学技術研究所
九　独立行政法人放射線医学総合研究所
十　独立行政法人国立美術館
十一　独立行政法人国立文化財機構
十二　独立行政法人科学技術振興機構
十三　独立行政法人理化学研究所
十四　独立行政法人宇宙航空研究開発機構
十五　独立行政法人日本スポーツ振興センター
十六　独立行政法人海洋研究開発機構
十七　独立行政法人日本原子力研究開発機構
十八　独立行政法人国立健康・栄養研究所
十九　独立行政法人労働安全衛生総合研究所
二十　独立行政法人雇用・能力開発機構
二十一　独立行政法人国立病院機構
二十二　独立行政法人医薬基盤研究所
二十三　独立行政法人農林水産消費安全技術センター
二十四　独立行政法人種苗管理センター
二十五　独立行政法人家畜改良センター
二十六　独立行政法人水産大学校
二十七　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
二十八　独立行政法人農業生物資源研究所
二十九　独立行政法人農業環境技術研究所
三十　独立行政法人国際農林水産業研究センター
三十一　独立行政法人森林総合研究所
三十二　独立行政法人水産総合研究センター
三十三　独立行政法人産業技術総合研究所
三十四　独立行政法人製品評価技術基盤機構
三十五　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
三十六　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
三十七　独立行政法人土木研究所
三十八　独立行政法人建築研究所
三十九　独立行政法人交通安全環境研究所
四十　独立行政法人海上技術安全研究所
四十一　独立行政法人港湾空港技術研究所
四十二　独立行政法人電子航法研究所
四十三　独立行政法人航海訓練所
四十四　独立行政法人海技教育機構
四十五　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
四十六　独立行政法人国立環境研究所

（地方税法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

一　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第九条の三第一項
二　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第四項
三　特定通常実施権登録令（平成二十年政令第百三十三号）第一条

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百三十八　株式会社産業革新機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第五条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

七十　株式会社産業革新機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百九　株式会社産業革新機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第七条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「日本司法支援センター」の下に「、株式会社産業革新機構」を加える。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第八条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　技術研究組合

第十条の二中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正）

第九条　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

七　技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第五号までに規定する中小企業者であるもの

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十条　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十条関係）

一　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
二　独立行政法人情報通信研究機構
三　独立行政法人酒類総合研究所
四　独立行政法人国立科学博物館
五　独立行政法人物質・材料研究機構
六　独立行政法人防災科学技術研究所
七　独立行政法人放射線医学総合研究所
八　独立行政法人国立美術館
九　独立行政法人国立文化財機構
十　独立行政法人科学技術振興機構
十一　独立行政法人理化学研究所
十二　独立行政法人宇宙航空研究開発機構
十三　独立行政法人日本スポーツ振興センター
十四　独立行政法人海洋研究開発機構
十五　独立行政法人日本原子力研究開発機構
十六　独立行政法人国立健康・栄養研究所
十七　独立行政法人労働安全衛生総合研究所
十八　独立行政法人国立病院機構
十九　独立行政法人医薬基盤研究所
二十　独立行政法人農林水産消費安全技術センター
二十一　独立行政法人種苗管理センター
二十二　独立行政法人家畜改良センター
二十三　独立行政法人水産大学校
二十四　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
二十五　独立行政法人農業生物資源研究所
二十六　独立行政法人農業環境技術研究所
二十七　独立行政法人国際農林水産業研究センター
二十八　独立行政法人森林総合研究所
二十九　独立行政法人水産総合研究センター
三十　独立行政法人産業技術総合研究所
三十一　独立行政法人製品評価技術基盤機構
三十二　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
三十三　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
三十四　独立行政法人土木研究所
三十五　独立行政法人建築研究所
三十六　独立行政法人交通安全環境研究所
三十七　独立行政法人海上技術安全研究所
三十八　独立行政法人港湾空港技術研究所
三十九　独立行政法人電子航法研究所
四十　独立行政法人航海訓練所
四十一　独立行政法人海技教育機構
四十二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
四十三　独立行政法人国立環境研究所